

洞爺湖町地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を計画し、及び推進するために、洞爺湖町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画に掲げる地域の将来ビジョン及び脱炭素シナリオ並びに再エネ導入の目標を実現するための取組に関すること。
- (2) 実行計画に掲げる地域の実情に応じた温室効果ガス削減のための取組に関すること。
- (3) 実行計画の策定及び見直しに関すること。
- (4) 実行計画の推進及び進捗管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他実行計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、町内の公共団体、産業経済団体等の役職員及び学識経験者等の21人以内をもって組織する。

2 委員は、前項の者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても委員を解職することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員のほかに関係者に対し、会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き又は資料の提出および協力を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局をゼロカーボン事務所管課に置き、計画の推進に関する庶務を行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会設置要綱の廃止)

2 洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会設置要綱（令和 5 年洞爺湖町訓令第 1 4 号）は、廃止する。